



# UBS中国新時代株式ファンド

(年1回決算型) / (年2回決算型)  
追加型投信 / 海外 / 株式

## 米中通商摩擦に対立緩和の兆し、今週の閣僚級協議に注目

### ポイント

- 米中両政府は、2019年10月10日-11日に予定している閣僚級協議を前に、追加関税の発動延期や関税免除枠の拡大を発表するなど、**対立緩和の兆し**が見られます。**閣僚級協議の進展が注目**されます。
- 中国政府は、規制改革や金融緩和などの政策を打ち出し、景気減速に対応しつつ、経済構造のグレードアップも同時に進めていく方針と見られます。
- 中国関連株の**バリュエーションは引き続き魅力的な水準**で、業績拡大等を背景に更なる上昇が期待されます。

### 【閣僚級協議を前に歩み寄りの動きを見せる米中】

- 米中両政府は、10月10日からワシントンで閣僚級の協議を開く予定です。閣僚級協議は、7月末に上海で行われて以来で、8月初にトランプ米大統領が追加関税第4弾を発表して以降停滞している通商協議が進展するかが注目されます。
- 閣僚級協議に先立って、**両国からは対立緩和に向けた歩み寄りの姿勢**が伺えます(図表①参照)。米国は、10月1日に予定していた追加関税第1弾～第3弾の関税引き上げを、10月15日に延期しました。10月1日に建国70周年となる中国に配慮したと言われていています。また、10月2日には、既に追加関税の対象となっている約200品目について、追加関税の適用を除外することも発表しています。
- 中国も9月11日に、追加関税を課していた米国からの輸入品のうち、医薬品や、農薬、潤滑油などを適用除外とすることを発表しました。更に、米国産大豆を200万～300万トンを追加関税なしで輸入する枠を設定したと報道されています。
- このような動きは、米中両国が**これ以上の制裁措置は両国にとってダメージが大きいということ**を認識し、部分的にでも通商協議の妥結を求めていることが背景にあるかもしれません。協議の進展が注目されます。

### 【図表①】米中による通商摩擦緩和に向けた動き

米国 	中国 
追加関税第1弾～第3弾の引き上げを延期 (9月11日発表)	医薬品、農薬、潤滑油などを追加関税の適用除外 (9月11日発表)
追加関税の対象から約200品目を除外 (10月2日発表)	追加関税を適用しない大豆、豚肉などの輸入枠を設定 (9月14日発表)



# UBS中国新時代株式ファンド

(年1回決算型) / (年2回決算型)  
追加型投信 / 海外 / 株式

## 【景気対策と経済構造改革に取り組む中国】

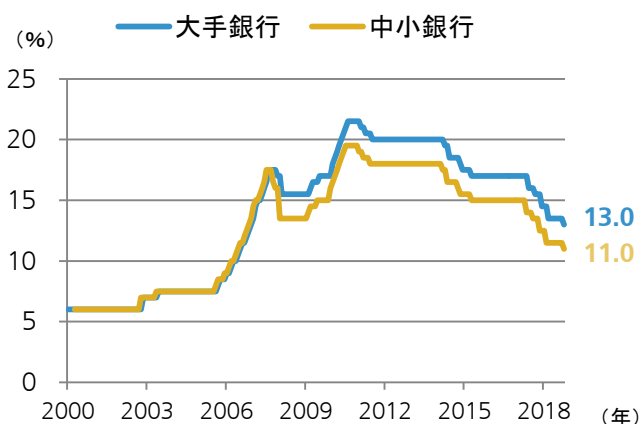
- 中国政府は、8月に国内消費を拡大するべく**各種の景気刺激策**を打ち出しました(図表②参照)。この中には、景気波及効果が大きいといわれる自動車産業をてこ入れするための政策も含まれています。中国は世界最大の自動車生産、販売国となりましたが、排ガスによる大気汚染を防ぐため、ナンバープレートの発行を制限するなどの政策をとってきました。今後は、その制限を緩和または撤廃し、自動車取得を促進する方針です。
- 同時に、世界で最も厳しいといわれる排ガス基準を導入し、環境対策を進めながら、中国自動車産業の将来の競争力を高める方針です。
- **9月には、預金準備率を0.5%引き下げ**、更に10月と11月には**一部の商業銀行向けに0.5%ずつ追加で引き下げる**と発表しました。(図表③参照)これらの引き下げにより、約9,000億元(約13.6兆円、1元=15.1円で換算)の貸し出し余力が生まれると見込まれています。日本やユーロ圏の政策金利の引き下げ余地が限定的である一方、中国は相対的に金利の引き下げ余地が大きく、**更なる金融緩和による景気下支えの余地**があると考えられます(図表④参照)。
- また、地方政府がインフラ投資などの資金を調達するための特別債券の来年度の発行枠を前倒し利用することを認め、インフラ投資でも景気を下支えする方針を示しています。

【図表②】8月に発表された消費刺激策の主な項目

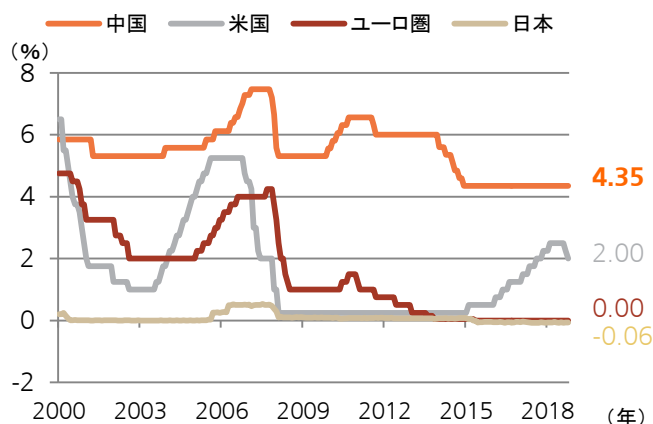
自動車の登録規制緩和	飲食店の深夜営業の拡大
中古車流通の活性化	繁華街での歩行者天国の設置
世界最高水準の排ガス規制(国6基準*の導入)	冷凍物流の整備
新エネルギー車の販売支援	環境にやさしい家電への買い替え促進

\*中国政府が段階的に導入してきた排ガス基準の第6段階目。

【図表③】預金準備率(2000年12月末～2019年9月末)



【図表④】政策金利(2000年12月末～2019年9月末)



出所:リフィニティブ、各種情報より当社作成。上記のデータは過去のものであり、将来の動向等を示唆、保証するものではありません。



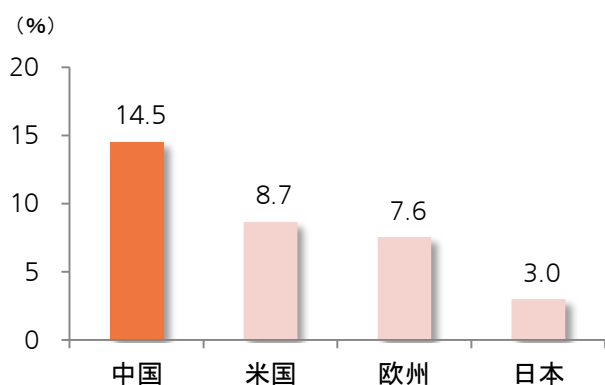
# UBS中国新時代株式ファンド

(年1回決算型) / (年2回決算型)  
追加型投信 / 海外 / 株式

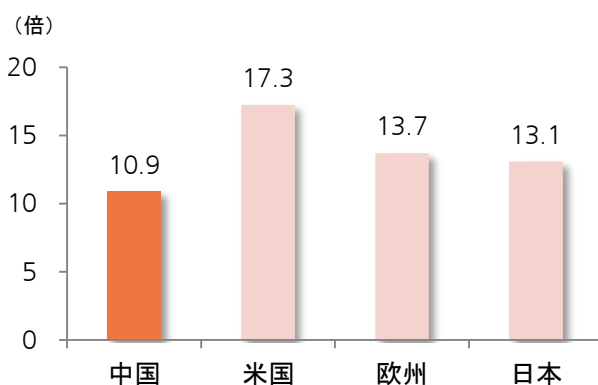
## 【業績とバリュエーション】

- 図表⑤に見られるように、中国企業の業績は他の主要国・地域と比べて堅調に推移する見通しです。予想1株当たり利益(EPS)成長率は、過去最長の景気拡大が続いている米国を上回る見通しです。
- 一方、図表⑥に見られるように、予想PERで見た株価バリュエーションは引き続き相対的に割安な水準に留まっています。

【図表⑤】主要国・地域の予想1株当たり利益(EPS)成長率 (2019年9月末)



【図表⑥】主要国・地域の予想株価収益率(PER) (2019年9月末)



出所:リフィニティブより当社作成。MSCI指数ベース。上記のデータは過去のもの及び予想であり、将来の動向等を示唆、保証するものではありません。

## ～トピックス～【中国系企業の米国預託証券(ADR)の上場廃止の可能性は極めて低い】



➤ 9月27日に一部メディアで報じられた「中国系企業の米国預託証券(ADR)の上場廃止」について、可能性は極めて低いと考えています。理由は以下の3点です。

- ① 米国の強みは、その開かれた自由経済にあります。もし中国系企業が米国市場に上場できないことになれば、世界第二位の経済へのアクセスを失うことで、米国資本市場の主導的な地位は大きく損なわれ、米国市場の魅力の低下につながります。
- ② 米国投資家の構成は年金などの機関投資家が中心で、彼らは経済的な損得に基づいて投資判断を行います。政府が特定の行動を強要するためには法的な根拠が必要です。
- ③ 米国市場に上場するADRの多くはケイマン登録となっており、「中国系企業」を明確に定義して扱うことはテクニカルに難しいと思われます。

➤ 今般の報道に留まらず、より幅広い観点から見て、米中関係を決定的に断絶させることは両国にとって余りにも代償が大きすぎる選択です。それは考え得る最悪のシナリオであり、当運用チームのベースシナリオではありません。

※上記は当資料作成時点で把握した情報に基づく見通しです。



UBS中国新時代株式ファンド:特設サイト  
<http://japan1.ubs.com/am/microsites/china-insights/>





# UBS中国新時代株式ファンド

(年1回決算型) / (年2回決算型)  
追加型投信 / 海外 / 株式

## ファンドの特色

**1** 中国企業の株式を実質的な主要投資対象とします。

- 中国籍、香港籍もしくは主に中国に活動拠点を置く企業等の株式(預託証券等を含みます。)を主な投資対象とします。
- 中国A株への投資は、ストックコネクト※1またはQFII/RQFII※2等を通じて行う場合があります。
- 原則として対円での為替ヘッジは行いません。

**2** 構造的な成長が期待されるセクターの中で、相対的に高い競争優位性を有する企業を選別し、投資を行います。

- 中長期的な観点から構造的な成長が期待されるセクターに注目し、中でも製品、サービス、人材、ブランドなどへの充実した投資やイノベーションの追求によって競争優位性を高め、セクター全体と比較して高い成長が期待できる銘柄を選別して投資を行います。

**3** 決算頻度の異なる2ファンドからお選びいただけます。

- 「年1回決算型」と「年2回決算型」があります。

[年1回決算型] 決算日: 毎年原則2月25日(休業日の場合は翌営業日)

[年2回決算型] 決算日: 毎年原則2月25日および8月25日(休業日の場合は翌営業日)

- 原則として、各ファンドの収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、委託会社の判断で分配を行わない場合があります。

**4** UBSアセット・マネジメント・グループが運用を行います。

- UBSアセット・マネジメント・グループは、グローバルな総合金融機関UBSグループの資産運用部門です。
- 当ファンドが投資を行うUBS (Lux) エクイティ・ファンド・チャイナ・オポチュニティ(USD)の運用は、UBSアセット・マネジメント(香港)リミテッドが行います。

※1 スtockコネクトとは、上海証券取引所または深セン証券取引所と香港証券取引所の相互間で行われる株式の取引制度です。

※2 QFII/RQFIIとは、中国証券監督管理委員会(CSRC)が認めた適格国外機関投資家に対して一定額の枠内において制限付きでA株の売買を可能とする制度です。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



## ファンドの主なリスク

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

### ■株式の価格変動リスク

#### ・株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。新興国の株式は先進国に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

#### ・信用リスク

株式の発行企業の業績悪化や経営不安、倒産等に陥った場合には投資資金の回収が出来なくなる場合があります。基準価額に影響を与える要因となります。

### ■解約によるファンドの資金流出に伴うリスクおよび流動性リスク

短期間に相当額の解約申込があった場合や、市場を取巻く環境の急激な変化等により市場が混乱し流動性が低下した場合は、保有有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。また、新興国の株式は先進国の株式に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

### ■為替変動リスク

実質外貨建資産については原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、円と実質外貨建資産に係る通貨との為替変動の影響を受けることになり、円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

### ■カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。なお、当ファンドが実質的に投資を行う新興諸国・地域には、一般的に先進国と比較して、「政治・経済および社会情勢等の変化の度合いおよび速度が大きい傾向にあること」、「資産の移転に関する規制等が導入される可能性が高いこと」、「企業等の開示に関する正確な情報確保が難しいこと」等のリスクおよび留意点があります。

### ■中国A株投資に関するリスク

中国の証券市場では、内外資本取引に制限が設けられており、中国政府当局の政策変更等により、現在の通貨規制、資本規制、税制等が突然変更される可能性があります。中国A株投資では、こうした中国証券制度上の制限や規制等の変更の影響を受けることがあります。

当ファンドの投資先ファンドにおいて、ストックコネクトまたはQFII/RQFIIを通じて中国A株に投資する場合があります。ストックコネクトを通じた中国A株投資では、取引執行、決済等に関する条件や制限により、意図したとおりの取引ができない場合があります。また、ストックコネクトを通じて取得した株式は現地保管機関等により保管されますが、当該株式にかかる権利行使はストックコネクト特有の条件や制限に服することとなり、権利行使が制限される可能性があること、当該株式は現地の投資家補償基金や中国証券投資家保護基金の保護の対象ではないこと等のリスクがあります。これらの要因により当ファンドの基準価額が大きく影響を受けることや、ファンドの換金請求代金等の支払いが遅延したり、信託財産の一部の回収が困難となったり、また市場の急激な変動により基準価額が大きく下落する場合があります。加えて、ストックコネクトは新しい制度であり、今後更なる規制が課される可能性があります。

## その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

### [指定外国投資信託における解約制限]

指定外国投資信託では、1日の解約額が指定外国投資信託の純資産総額の10%を超える等大量の解約が集中した場合に、解約申込に制限をかける場合があります。これにより、当ファンドの換金申込の一部または全部が行えないなどの影響を受ける可能性があります。

### [分配金に関する留意点]

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

「リスク管理体制」等については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

当ファンドの購入時や保有期間中には以下の費用がかかります。

■ 投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 <b>3.3%(税抜3.0%)以内</b> で販売会社が定める率を乗じて得た額を、販売会社が定める方法により支払うものとします。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。
換金時	信託財産留保額	ありません。

■ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用
保有時	運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に <b>年率1.903%(税抜年率1.73%)</b> を乗じて得た額とします。 (運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の基準価額×信託報酬率) 配分は以下の通りです。(税抜、年率表示)
		委託会社 0.85% 委託した資金の運用の対価
		販売会社 0.85% 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
		受託会社 0.03% 運用財産の管理、運用指図実行等の対価
		※運用管理費用(信託報酬)は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき(年1回決算型)においては、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日を含みます。)ファンドから支払われます。
	投資対象とする 投資信託証券	ファンドの純資産総額に対して年率0.18%程度 (委託会社が試算した概算値)
	実質的な負担	当ファンドの純資産総額に対して <b>年率2.083%程度</b>
	その他の費用・ 手数料	諸費用(日々の純資産総額に対して上限年率0.1%)として、日々計上され、原則毎計算期末または信託終了のとき(年1回決算型)においては、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日を含みます。)ファンドから支払われる主な費用
	監査費用	監査法人等に支払うファンド監査に係る費用
	印刷費用等	法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等
	実費として、原則発生都度ファンドから支払われる主な費用	
売買委託手数料	有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料	
保管費用	海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用	
	※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。	

投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

購入単位	販売会社が独自に定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額（基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口＝1円）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が独自に定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社でお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
購入・換金不可日	香港証券取引所、上海証券取引所もしくは深セン証券取引所の休業日またはルクセンブルクの銀行の休業日と同日の場合には、購入および換金の申込の受け付けは行いません。
信託期間	2018年2月9日から2028年2月25日まで ※受益者に有利であると認めるときは信託期間の延長をすることができます。
繰上償還	各ファンドについて、信託契約締結日より1年経過後（2019年2月9日以降）に信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときには、ファンドが繰上償還となることがあります。
決算日	[年1回決算型] 原則として毎年2月25日（休業日の場合は翌営業日） [年2回決算型] 原則として毎年2月25日および8月25日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	[年1回決算型] 毎決算時（毎年2月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に収益分配方針に基づいて分配を行います。（再投資可能） [年2回決算型] 毎決算時（毎年2月25日および8月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に収益分配方針に基づいて分配を行います。（再投資可能）
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

## ファンドの関係法人

委託会社	UBSアセット・マネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第412号 加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
販売会社	野村證券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第142号 加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第121号 加入協会：日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会 株式会社新生銀行 登録金融機関 関東財務局長（登金）第10号 加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 楽天証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号 加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会

本資料は、運用状況に関する情報提供を目的として、UBSアセット・マネジメント株式会社によって作成された資料です。投資信託は値動きのある有価証券（外貨建資産には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本は保証されているものではありません。また、投資信託は預貯金とは異なり、元本は保証されておらず、投資した資産の減少を含むリスクがあることをご理解の上、購入のお申込をお願いいたします。投資信託は預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関を通じてご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。本資料で使用している指数等に係る知的所有権、その他一切の権利は、当該指数等の開発元または公表元に帰属します。本資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成されておりますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。本資料の中で記載されている内容・数値・図表・意見・予測等は、本資料作成時点のものであり、将来の市場動向、運用成果等を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。購入のお申込にあたっては、販売会社より投資信託説明書（交付目論見書）等をお渡ししますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断くださいますようお願いいたします。

© UBS 2019. キーシンボル及びUBSの各標章は、UBSの登録又は未登録商標です。UBSは全ての権利を留保します。